

## 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収猶予措置の延長について

このたびの平成 30 年 7 月豪雨において被害に遭われた被災地の皆様には心よりお見舞い申し上げます。  
当健康保険組合では、厚生労働省からの要請に基づき、平成 30 年 7 月豪雨において災害救助法が適用された市町村で被災した被保険者及び被扶養者に対し、医療機関等での窓口における一部負担金等の徴収猶予措置を平成 30 年 10 月末日までとし、実施してきたところです。(次ページ「医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ」参照)

今般、厚生労働省より、平成 31 年 2 月末日まで当該徴収猶予措置の延長要請があったことから、当健康保険組合においても、下記のとおり、当該徴収猶予措置を延長することといたしました。

ただし、平成 31 年 1 月 1 日以降における医療機関等での受診の際は、健康保険被保険者証とともに一部負担金等徴収猶予証明書（以下「猶予証明書」という。）の提出が必要となります。下記対象者の要件に該当し、徴収猶予の措置を受けようとする場合は、あらかじめ当健康保険組合に申請をしていただく必要があります。

対象者の要件に該当する方がおられましたら、猶予証明書に係る申請方法等の詳細につきましては、当健康保険組合業務課までお問い合わせください。

### 記

#### 《対象者の要件》

次の (1) 及び (2) のいずれにも該当する者

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者も含む)。
- (2) 医療機関等の窓口において、平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者。
  - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
  - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ・主たる生計維持者の行方が不明である場合
  - ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
  - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

#### 《徴収を猶予する一部負担金等の範囲》

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

#### 《医療機関等での受診時》

- ・平成 30 年 12 月末日までの取扱い  
医療機関等に受診の際、上記「《対象者の要件》 (1)」の適用市町村に住所を有することの確認を受けるとともに、上記「《対象者の要件》 (2)」の申し立てを行うこと。
- ・平成 31 年 1 月 1 日以降の取扱い  
医療機関等に受診の際、健康保険被保険者証及び猶予証明書を提出し受診すること。

#### 《猶予期間》

一部負担金等の猶予期間は平成 31 年 2 月末日までとなります。

#### 《一部負担金等の支払》

徴収を猶予した一部負担金等につきましては、後日当健康保険組合へ返還していただくこととなります。返還方法等の詳細が決まり次第、対象者の方に、別途お知らせいたします。

問い合わせ先 測量地質健康保険組合 業務課 TEL 03 (3987) 3154
--

## 医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ

